

仙台市都市計画に関する公聴会規則

(平成 15 年 6 月 16 日公布 仙台市規則第 75 号, 同日施行)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項に規定する公聴会（以下「公聴会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第 2 条 市長は、都市計画の案を作成しようとする場合において、広く住民の意見を反映する必要があると認めるときは、公聴会を開催しなければならない。

(開催の手続き等)

第 3 条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、その期日の二十八日前までに次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 1 公聴会の件名
- 2 開催の日時及び場所
- 3 都市計画の種類
- 4 都市計画の案の概要（以下「案の概要」という。）の縦覧場所
- 5 公述の申出に関する事項
- 6 その他公聴会の開催に関し必要な事項

2 市長は、案の概要を前項の規定による公告の日の翌日から起算して二週間公衆の縦覧に供するものとする。

(公述の申出)

第 4 条 本市の区域内に住所を有する者及び利害関係者は、公聴会に出席して意見を述べることができる。

2 前項に規定する者は、意見を述べようとするときは、前条第二項の期間内に、次に掲げる事項を書面により市長に申し出なければならない。

- 1 公聴会の件名
- 2 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び役職名。第十二条第一項第三号において同じ。）
- 3 意見の要旨

(公聴会の中止)

第 5 条 市長は、前条の規定による申出がないときは、公聴会の開催を中止するものとする。この場合において、市長はその旨を速やかに公告するものとする。

(公述人の選定等)

第6条 市長は、第四条第二項の規定により申し出た者（以下「申出人」という。）のうち、同趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）を選定することができる。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定により選定された公述人に加え、申出人以外の者で学識経験を有するものを、公述人として指名することができる。

3 市長は、公聴会の運営上必要と認めるときは、あらかじめ、公述時間を制限することができる。

4 市長は、第一項の規定による選定、第二項の規定による指名又は前項の規定による制限をするに当たっては、公平かつ適正に行わなければならない。

5 市長は、第一項の規定による選定、第二項の規定による指名又は第三項の規定による制限をしたときは、あらかじめ、その旨について公告するとともに、次に掲げる事項を当該公述人に通知するものとする。

- 1 公聴会の件名
- 2 公述時間が制限される場合にあつては、その旨
- 3 発言を制限する場合にあつては、その旨
- 4 その他市長が必要と認める事項

（議長）

第7条 公聴会は、職員のうちから市長が指名する者が議長として主宰する。

（公述人の公述）

第8条 公述人は、その意見を聴こうとする事項の範囲を超えて発言してはならない。

2 議長は、公述人の公述が前項の範囲を超えたとき若しくは第六条第三項の規定により制限された公述時間を超えたとき又は公述人に不穏当な言動があつたときは、その公述を中止させ、又は当該公述人の退場を命ずることができる。

（代理人等）

第9条 公述人は、病気その他やむを得ない事情により自ら意見を述べるできない場合に限り、代理人を選任して意見を述べさせ、又は書面により意見を述べるができる。

2 公述人は、前項の規定により代理人を選任したときは、代理人の氏名、住所及び選任理由を記載した代理人選任届を市長に提出しなければならない。

3 議長は、公述人が第一項の規定により書面により意見を述べようとする場合は、議長の指名する者に当該書面の朗読させるものとする。

（質疑）

第10条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

2 公述人は、議長に対し質疑することができない。ただし、議長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(公聴会の秩序維持)

- 第11条 公聴会においては、何人も議長の指示に従わなければならない。
- 2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要と認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録の作成)

- 第12条 市長は、第二条の規定により公聴会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した書面を速やかに作成しなければならない。
- 1 公聴会の件名
 - 2 開催の日時及び場所
 - 3 出席した公述人の氏名及び住所
 - 4 公述の要旨
 - 5 その他公聴会の経過に関する事項
- 2 前項の書面には、議長が署名又は記名押印しなければならない。

(見解書の作成)

- 第13条 市長は、公述人が述べた意見に対する見解書を作成しなければならない。
- 2 市長は、見解書を、前条の規定により作成した記録と併せて、公述人に送付するものとする。
- 3 市長は、記録及び見解書を作成したときは、その旨を公告するものとする。

(実施細目)

- 第14条 この規則の実施細目は、都市整備局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平 25、9・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令 5、10・改正)

この規則は、公布の日から施行する。